取下げ・辞退届

年　　月　　日

厚木市長　宛
厚木市福祉事務所長　宛

〒
住　　所　厚木市

電　　話

保護者名

次のとおり、届出します。

児　童　名 生　年　月　日		年　月　日生
		年　月　日生
		年　月　日生
		年　月　日生

希望した施設名	第１希望	
	第２希望	
	第３希望	

内　　容	□教育・保育給付認定申請（兼）利用申込みの取下げ □利用決定（内定）の辞退
企業主導型 保育施設の利用	□利用している（今後利用する予定も含む。） □利用しない（教育・保育給付認定も取下げとなります。）
理　　由	□家庭保育が可能のため □引っ越しのため（市外・市内） □幼稚園入園のため □育児休業延長のため □その他（　　）
取下げ・辞退年月	年　　月分から
備　　考	

※申込み取下げ又は利用決定(内定)を辞退した場合、保育所等申込中の状態ではなくなるため、入所保留を証明する書類は発行できません。
※利用決定(内定)を辞退した場合、辞退した施設だけではなく、申し込んだ全ての施設について取下げとなります。
※取下げ又は辞退した月の翌月以降の申込みを希望する場合は、改めて申込手続きが必要になります。(書類一式再提出)
※企業主導型保育施設を利用されない場合、取下げ・辞退年月をもって教育・保育給付認定も終了となります。取下げ・辞退後に教育・保育給付認定を希望される方は、新たに申請が必要となります。
※書類提出後に取り消すことはできませんので、ご注意ください。